

令和4年度 第2回広陵町体育施設使用料適正化検討委員会

日時：令和4年8月8日

開会 午後1時30分

○藤井スポーツ振興課係長 失礼いたします。定刻となりましたので、ただいまから第2回広陵町体育施設使用料適正化検討委員会を開催させていただきます。

本日は、公私御多用のところ御出席を賜りまして、ありがとうございます。

本日、司会を務めさせていただきます、スポーツ振興課の藤井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日、黒川委員さんのほうがちょっと、少し遅れられてるようでございます。

会議に先立ちまして、事前に配付させていただいた資料の確認をお願いいたします。

本日の会議次第、資料として、資料1、広陵町体育施設の使用料の見直し（案）に関するパブリックコメント意見及び回答について（概要版）及び、詳細資料として、意見順及びカテゴリ別の資料がございます。資料2、広陵町体育施設の使用料の見直しについて答申（案）でございます。最後に、参考資料といたしまして、パブリックコメントで使用しました、（1）広陵町体育施設使用料見直し（案）についてと、（2）改正後の施設使用料（案）【概要版】となります。

資料の御確認をお願いいたします。資料の不足等はございませんでしょうか。

それでは、お手元の次第に沿いまして、進めさせていただきます。

まず、会議に先立ちまして、辰巳委員長から御挨拶をいただきます。

よろしくお願いいたします。

○辰巳委員長 よろしく申し上げます。前回の会議の後、公にコメントを募集ということで、最終的な集約、非常に短い時間で大変やったと思いますけども、どうもありがとうございます。先生方、ざっと見て、起こしになっているんだと思いますけども、一つずつ確認しながら、一応、今日は一つの議論の最後になりますので、いい形で皆さんに御協力いただきまして、進められたらと思います。今日はよろしくお願いいたします。

いたします。

○藤井スポーツ振興課係長 辰巳委員長ありがとうございました。

次に、植村教育長が御挨拶申し上げます。

○植村教育長 皆さん改めまして、こんにちは。傍聴の皆さん、どうもありがとうございます。

ちょうど8月6日が立秋だったんですけども。暦の上ではそうなんですけども、うだるような暑さが続いています。多分この秋遅くまで、この暑さは続くというような長期の予報も出ています。本当に早く涼しくならないかなと思います。また、新型コロナウイルスの感染症も第7波に入って全く収束するような感じがございません。今日もちょっと申し訳ないんですけども、うちの坪水課長が、子供さんがちょっと陽性者になりまして、濃厚接触者ということで一応、課長のほう今日出席できない状況でありまして、御了承願いたいというふうに思います。

そういう中で今日も第2回ということで、ちょうど7月21日から8月3日までパブリックコメントのほうを2週間させていただきました。その結果25名の方から御意見をいただきました。かなりの方はやっぱり値上げには反対というふうなこと書いていましたけども、その中でも、一つ私たちがちょっとそこまで配慮していなかった部分もありまして、一つは、子育て世代の人たちが格技場で月1回の子育てのいろいろなことやおられる。ああいうところにはやっぱり減免の対象であってもいいのかなということと、65歳の方で個人的に卓球されてて、その卓球台が1台200円と、あれも65歳の団体の方は減免の対象という話をしてたと思うんですけども、ひょっとしたら、その65歳の個人の方も含めて減免の対象であるべきなのかなと、ちょっとそんな思いも持った次第でございます。

この後パブリックコメントについて、概要版ということで、事務局のほうから説明はさせていただきますけども、しっかりとまず、その辺を考えていただいて、その結果を受けての答申案になるかなというふうに思いますので、その辺りよろしくお願

します。

今日は本当に最後になるかもしれませんが、取りあえず、このパブリックコメントを受けての最終の検討委員会で答申を出すってというのが、この検討委員会でございますので、その辺りどうかよろしくお願ひしたいというふうに思います。本当に委員の皆さん、どうもよろしくお願ひします。

○藤井スポーツ振興課係長 植村教育長ありがとうございました。それでは、以後の以後進行は検討委員会設置条例第6条の規定により、委員長が議長となるため、委員長にお願ひいたします。

委員長どうぞよろしくお願ひいたします。

○辰巳委員長 よろしくお願ひします。それでは皆様方、御協力を得ながら議事を進めてまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、議事のまず、最初の1番目ですけれども、広陵町体育施設使用料の見直し（案）に関するパブリックコメント意見及び回答について、事務局から説明してもらいます。概要版とありますが、こちらのほう、青の帯がついてるやつです。これはパブリックコメントの25名の、これは同データになってるわけですね。それをカテゴリー化されたものがこれです。それに基づいて提示されたのがこれだと。こういう・・・よろしいですね。よろしくお願ひします。

○事務局 こんにちは、事務局説明員の池島でございます、着座にて御説明をさせていただきます。失礼いたします。

先ほど、委員長のほうからありましたように、A4縦型、ブルーの縦ラインがございます。こちらの広陵町体育施設使用料の見直し（案）に関するパブリックコメント意見及び回答について（概要版）と書いております。こちらの御説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

先ほど、教育長のほうからもありましたように、多くの方から御意見をいただいております。受付結果といたしまして、25人御意見をいただいております。年齢

別といたしましては、10代から80代の方々、50歳以上の方が半数を占めております。

内容といたしましては、御説明をさせていただきます。

受付方法でございます。ファクスで頂いております、2人。電子メール、2人、インターネットフォーム、5人、回収箱で16人でございます。回収箱の箇所といたしまして、中央公民館、0人、中央体育館、3人、西体育館、0人、真美ヶ丘体育館、7人、東体育館、3人、北体育館、2人、役場、0人、はしお元気村、0人、図書館、0人、さわやかホール、1人となっております。25名おられます。

詳細のほうは、以下列記をさせている内容でございますので、お目通しいただきたいと思っております。

1ページめくっていただきまして、ページ数はございませんが3ページ目になるかと思っております。表記はⅡ番でございます。料金の妥当性についての意見という形がございます。こちらのほう簡単に説明をさせていただきます。

妥当という意見と反対という意見がございますので、両方読ませていただきます。妥当という意見でございます。説明、内容を読んだ上、仕方がないと思った。減免等の規定についてはしっかりと設定をしてほしい。そういう御意見でございます。

反対という意見、これも先ほど教育長のほうからもありましたように、有料になると使用頻度が下がる。開館以降見直しを行ってこなかったのに、今さら行うのは行政の怠慢である。本年度の10月1日から実証実験が始まる予定でございます。7市町の広域化と今回の見直しについて関係性を教えてほしい。経過措置があるとはいえ、いきなり6倍という金額について納得がいかない。アリーナ床面の面積に応じた料金設定にはなっていない。という御意見もございます。そして、高齢者には負担が大きい。所得格差によって弊害が生じるのではないか。中央体育館の卓球室の料金が高い。それぞれの意見でございます。

次のページでございます。Ⅲ番、大きなⅢ番でございます。広陵町体育施設使用料

の見直し（案）について、カテゴリ別で意見を集約させていただいております。大項目で番号をつけさせていただいております、それをカテゴリ別となります。

1番、背景の目的とするので2件、御意見いただいております。

対象とする施設については体育施設という縛りがございましたので、0件でございます。

使用料の算定の基本方針というところに、6件の御意見をいただいております。

改定後の体育施設の使用料、こちらが一番多ございます、24件ございます。

5番でございます。今後考慮すべき事項が3件いただいております。

それ以外、改定後の体育施設の使用料（案）【概要版】としまして、1件、全般が9件、無効が3件となっております。

4番の改定後の使用料、体育施設の使用料、24件でございます。こちら、先ほど教育長のほうからもありましたように、アリーナ等全体の使用料についてでございますので卓球室、格技場、この辺が新たに料金設定を行いましたので、こちらに対する減免等の適応というような形で、御意見が集中してるように思われます。

無効の3件でございますが、御説明をさせていただいております。学校施設等の解放、できないであろうかという御意見でございます。2点目でございます、図書館の使用料はどうなっているのか。3点目でございます、スポーツ協会の加入についてということでございましたので、本委員会の案件でないという判断をさせていただいておりますので、無効3件とさせていただいております。

IV番目でございます。特定の競技についての御意見。一番多いのが先ほども申しましたように卓球となっております。うち卓球室等、一番多いのは体育館です。アリーナの使用の卓球が9件、卓球室をお使いいただいております御意見が3件いただいております。バレーボール、バドミントンも、ともに3件をいただいております。

続きまして、V番でございます。特定の体育施設についての意見。全部で16件いただいております。この中で、やはり多く見受けられますのが4番、5番、中央体

育館の卓球室でございます。先ほど申しました内容になろうかと思えます。

5番目でございます。広陵中央体育館の格技場、こちらも3件いただいております。

その一番下、8番、和室全般。こちらも4件いただいております。真美ヶ丘体育館の和室以外が無料と設定しておられる。その内訳と真美ヶ丘体育館の和室がなぜ有料になるのか。こういう御意見をともにいただいております。こちらの和室全般ということで4件とさせていただきます。

1ページめくっていただきまして、VI番目でございます。こちらのほうが、その他の個別意見となりまして、詳細説明、一つずつの説明は割愛をさせていただきます。委員様等、お目通しをいただければと考えております。

広陵町体育施設使用料の見直し（案）に関するパブリックコメント意見及び回答について、概要版の説明を終わらせていただきたいと思えます。

こちらを踏まえまして、委員様皆様の御審議のほど、よろしく願いをいたしたいと思えます。

委員長、お願いいたします。

○辰巳委員長　ただいま事務局のほうから御説明いただきましたけれども、何か御質問、御意見等ございますでしょうか。

もう一度、今、お示しいただいたの概要版ですので、元のデータ・・・というのは、皆さん方の・・・思えますので・・・あれば・・・思えます。

今回の料金算定において、四つの原則っていうのを掲げてやったわけです。一つは負担の均衡です。コスト負担割合を確定させるっていうことで、それから、現在の料金設定の負担・・・、あと受益者負担の・・・あるとか、負担能力考慮としましょうということ。それから政策、町の政策っていうものをどういうふうに反映してくるか。そういうのを加味した上で・・・例えば、・・・という・・・けれども、・・・というのは・・・ますし、そういうような議論があるのは・・・なっておりますから、今のところは原則に基づいた算定してもらって・・・において・・・。

○男性委員　教育長のおっしゃった、子育て世代と個人の卓球ですね、読ませていただいで、ちょっと若干同じ感想だなと思ったんですけど。個人の卓球に関しましては、この改定後の簡易ダイジェスト版、これで前からも議論してきたように一番右下の追加工場というところ、65歳以上の高齢者が半数以上所属している団体は使用料50%減額ってあるんですね。これ団体って書いてあるので個人どうなんだろうってことになると思うんですけど、卓球を一人ですることはないので当然、最低2人、普通4人くらいでやられるんですね。そこはもう団体と認識して、65歳以上の方がされるのであれば、減額とそういうふうに、幅広く読み替えるというんですかね、そういうので、僕は実務的に運用できるんじゃないかなと思ってます。

もう一つ、おっしゃった子育て世代の減免。これも必要な思うんですけど、表現が、どこで線、引くんですかとか、非常に難しいですよ。ちょっと御意見あったら、お聞かせ願いたいなと思ってます。

○辰巳委員長　いかがでしょうか。

○男性委員　私も、この概要版についてですけども、今の教育長のお話とか、副委員長のお話とかを聞いておまして、(2)番の体育館の使用料の減免、これはアリーナについて書いてあるんですね。だから、卓球室については、ここでは読み込めないというふうに思いますので、例えば、体育館の使用料(アリーナ)、この「(アリーナ)」を消すと。ということは、60歳以上の人は格技場でやっても卓球室でやっても会議室でやっても、全部、改定後の50%減免、違うな、この追加の65歳以上、・・・50%が適用できるということにしたらどうかなというふうに思います。

それから、中学生以下の者というところに、例えば、小さい子供、1歳、2歳の子供たちもここに入れられないのかなと。例えば、格技場のアリーナということ消すことによって、全部で適用ができるのではなかろうかなというふうに思ったりして、意見を聞いたところです。

それから、その下の(3)番の(アリーナ)、町外の人(アリーナ)も、これも

アリーナに限らず、全てでもいいのかなという思いはありました。

以上です。

○辰巳委員長　ありがとうございます。皆さんもいかがでしょうか。

教育長さんの話からつながってるんだと思うんですけども、先ほど、ちょっと、私・・・ですけども、政策範囲になるか、応分負担であるとかってというのは、結構柔軟にやらないといけないだろうなど。私は思います。

町の政策としてどういうふうな町を掲げるかということに関して、いろんなことをここで、私ら議論するんですけど、なかなか難しいところあるんですけども、町としてどうするかということですね。しっかりとコメントいただいた上で、やってもらうのが、もし、進めるのであれば、筋かなと思いますので、はい。

どないですか、いかがでしょうか。今、岡田先生おっしゃって、アリーナのここ消したらどうやって話ですね。

○男性委員　具体的に、追加のところに・・・入れるんやったら。

○・・・　はい。

○男性委員　何かやっぱり表現いるんじゃないですか。

○・・・　そうですね。

○男性委員　答申だけではちょっとコトガテ入らない。

○・・・　中学生以下の者といったら、大体15歳以下の者というところに含まれるのかなという思いもあったんですけど、そうやね。

○辰巳委員長　はい。

○・・・　例えば、今、パブリックコメントの中にあっただような意見でいくと、低年齢のお子さんがお母さんと一緒に・・・たり・・・ので、叩く・・・の表現としては、未就学とか、未就園児っていうところでいくと、親子さんが使われるっていう表現に皆さん、理解していただける・・・未就学、未就園・・・れば、ちょっと難しいかなと、線引きどこですのかなっていうの、ガイウの方・・・かなと思うんですけど

ど。・・・ちょっと伝わりやすいかなと。

○事務局 了解です。入れといたほうがいいのかもかもしれません。

○女性委員 中学生とまでなると、割と幅が広いので。親子さんで子育て世代ってなっていたら。

○辰巳委員長 どうぞ。

○事務局 事務局から現状でございます。2番のアリーナの減免括弧と書いてる部分でございますが、青の四角の・・・で、今、議論していただいている下から二つ目でございます。町内に住所を有する中学生以下の者、これが、今現在、中学生だけの利用はペケでございます。ここに保護者もしくは、代表者の方々がいていただかないと、中学生以下だけの利用は不可能となってございますんで、岡田議員が御指摘いただいている部分というのは、この部分の解釈として、使ってはいいのかというような判断なのかなと、事務局では今、ちょっと分かりにくい、括弧書きで条例等には記載をさせていただいておりますが、中学生以下だけの利用が可能なのかというところで、疑義が生じてはいけませんので、事務局から補足として、御説明をさせていただきます。

○辰巳委員長 はい、ありがとうございます。というか、中学生以下ですね。

はい。

○男性委員 これからいって、これだけだったら、今の保護者同伴というとおかしいですけど、保護者の下で、例えば、学校とかでも・・・絶対出なあかんとか、一応、ナゾではあるっていう感じやけど、それからいったら、もうここに中学生以下の者及びその保護者ぐらい入れといたらあかんのかな。保護者、だから。

○男性委員 そこは保護者、必ずやっぱり、私はちょっとね、・・・ったほうがいいのか。やっぱり、中学生以下というのは、括弧書きとかしていても、何となく、中学生以下、小学生ぐらいまでのことになるのかなと、私は思ってるんですけど。それよりは、・・・がという形で、就学前児童を対象とする子育て世代については、保

護者、括弧含めて減免とするか。何かそんな対応のほうがいいんじゃないのかなとは思う。そのほうがはっきりしてしまいますわね。ただ、中学生以下となったら、保護者であったり、指導者も含めて、その保護者になるのか、そこは指導者になるのか、ちょっと、そこはややこしい状況出てきますので、それで、この中学生も、これはこれでいいかなと。それで、取りあえず、そこの保護者か同伴者という形になりますので、やはり、子育ていうからには、就学前幼児ですよ、基本的にはね。その子らが、対象としたら、そんなようなイベントについては（保護者同伴）、そして、減免とするか、きっちりとそれ明記したほうが分かりやすいのではないのかなとは、ちょっと、私は思ってるんですけども、その辺どうでしょうか。

○辰巳委員長　　いかがでしょうか。

○・・・　　それ難しい、それ・・・。

○田中委員　　これだと、・・・無料にした・・・さっき、・・・センターのほうで看護師として研修とかもよく使い・・・けれども、すごくこういう場所が必要かなっていうところもあって、減免というよりは、どちらかといったら、お母さんたちの声、やっぱり、広陵に住みに来られる方は、子育てがしやすいというのをよく言っていたくところでもあるので、そこを、こういう活動をしておられるところとか、何かそこで、何か。そういう活動は多分されているというものを町のほうで把握できて、そういうところは無料で・・・とか、町・・・把握してるかっていう。

○男性　　うん、そうですね。

○田中委員　　はい、・・・思ったりもするのですが。

○辰巳委員長　　どういうリュウ・・・不安なんですけどもね。それぞれがそれを言うわけですよ。町として、だから、ある程度やっぱり、それこそ、こうだという形で言わないと、多分、難しいですよ、これ・・・そうでないと、皆それを・・・すね。

○田中委員　　そうですね。未就学。

○事務局　　失礼します。田中委員おっしゃるのすごく、事務局のほうも分かります。

今、お使いいただいておりますのは、格技場が多ございまして、格技場のほうが無料設定をさせていただいております。今、教育長ともお話をしながらですけども、ちょっと、事前に御説明をさせていただきたいと思っております。

やはり、体育施設ということで、使用用途、目的に応じたという部分がございます。子育て支援に対して、広陵町の思いはこうであると。それは無償であるのが一番いい、ただ、やはり福祉施設等もございますので、体育施設としてはどうなのか。この部分でいうと、体育施設としてやはり、もし50%の減免、ほかの委員さんからも御意見ありましたですけども、そのようなことであっても、かなり、体育施設として、使用目的としては、かない優遇をさせていただいておりますのではないかなという、事務局的には考えでございます。

○事務局　よろしいでしょうか。まず、いわゆる、お子さん世代の中では、一つ、広陵町のほうでも、子育てを応援する会というNPO法人があります。それはもう、基本的に教育委員会のほうに、町と教育委員会のほうに、いわゆる、後援名義っていう形で申請はされていて、それで、公共施設は基本的には無料という形で、今、申請というか許可、承認しております。そういう関係でいったら、公共施設全般ということでいえば、体育施設もどうなんかなど。そこはちょっと、伊ジマ補佐も今、言われたのは、体育施設としての使用っていうことになると、限定すれば、いわゆる、減免措置を取るべきなのかなということもあるし、公共施設全般ということになれば、そこは、非常にちょっと難しい部分があるとは思っています。そこをちょっと今、委員の皆様方の御意見で、はっきりさせてもらえたらどうなのかなというふうに、私はちょっと思っています。

○辰巳委員長　いわゆる、災害とか選挙等で利用するような目的外利用とは違うんですよね。

○事務局　はい。

○辰巳委員長　あるいは、子供さんが、あそこで遊ぶっていうふうな、運動すると

いう、その意味なんですよ。細かいですね。

いかがでしょうか。

○男性委員　私は、未就学児、保護者含むって・・・無料とするでいいと思います。子供に優しい町、広陵町、子供に優しい町、大阪に行ってもそういう・・・ます・・・。住みよい町の一つの柱として。

○男性委員　大体、どれぐらいの御利用があるんですか、現状では。

○事務局　台帳で、私たちのほうで、その団体様だけの数字を数えてるわけでもございませんでした。ただ、御意見いただいております中では、週二日、御活動いただいておりますというような御意見がございました。そうなりますと、2週取れるときもあれば、週1回、御利用のときもあろうかと思っております。中心となるお部屋と言いますのが、先ほどから御説明させていただいておりますとおり、使用料が発生しない格技場のほうで御活動をいただいておりますというふうに認識しております。

以上です。

○辰巳委員長　それは発生しないところを使っているということですよ。

いかがでしょうか。

・・・ここで、格技場やらてるんですよ、活動を。

○事務局　さようでございます。空き状況によったりということもございますが、利用、空き状況・・・ましたら、利用を断念していただく週もございますが、事業等で空いておる部分に関しましては、申請をいただいておりますところでございます。

○辰巳委員長　基本的に、ホームが格技場・・・。

○事務局　今現在は、やはり、子供様方、やはりちょっと運動もしたいと。動いて、子供たちが走り回るといふ、こういうコロナ禍の中で安全対策を講じながら、公共の施設、先ほど、教育長のほうからもありましたように、その中で、畳のところもあり、半面がフローリングになってございます。半面が畳になってございますので、未就学児等が、安全に配慮したお部屋ではないのかということで、利用を御希望されている

状況でございます。

○男性委員

○女性委員 未就学まで入れてしまうのは少し年齢層高くなってしまふ、結局、スポーツをし始める子供、4、5、6歳辺りの子までって考える . . . っていう団体が . . . なので、あくまでも、未就園児のほうが . . . そういう . . . 保護者の交流の意味も併せてっていうところでは、その年齢層が適切かなと思います。

○男性委員 未就園児って何歳までですか。

○ . . . 3歳。

○女性委員

○辰巳委員長 どうでしょうかね。それして聞いてたら、無料 . . . 入り口部分で、小さい子供が遊ぶ施設増やしておくということが、その子らの将来的な発達の中で、 . . . たりとか、スポーツをしてくれるというふうな、そういうふうな循環も考えられるかなとか思って、無料にするか減免にするかっていうのはあるかと思うんですけども、そういう通し方は可能なのかなと思います。いかがでしょうか。

○事務局 子育てということで、格技場を使われると。運動もしたいというところがあるんですが、例えば、会議室で運動しなさいっていうわけにはいきませんが、ここは、 . . . あるんですね、会議室は。

○事務局 中央体育館にあります、2階の部分でございます会議室のほうは、エアコン設備でございます。

○男性委員 ありますよね。

○事務局 はい。

○男性委員 ということですね、したがって、例えば、真美ヶ丘体育館の会議室、和室、これもクーラー入ってるんやね。

○事務局 はい、空調設備は完備しております。

○男性委員 その部分で、僕、言いたいのは、そこで運動しなさいっていうわけに

はいかんけども、いわゆる、子供との触れ合いなんてことは可能なわけですよ。まあ、いえば。しかし、運動したいということなので、格技場が一番、クーラーもあるし、便利やということよく分かるので、先ほど、補佐が言っていたような、体育施設という取り方をすれば、金額的に・・・すれば、これぐらいで、僕はいいんじゃないかなというふうな、私の意見です。これが1点。

それから、これ質問なんですけど、この(2)の町内に住所を有する中学生以下の者、それから、土曜日に使用する者、これ何で金額違うんですかね。ということは、土曜日に使用する人は無料ですよ、中学生ですよ。

○事務局 はい。

○男性委員 ところが、その上の中学生以下の者、50%減額ですね。金要るわけですね、これ。

○事務局 はい。

○男性委員 それが、しかも、日曜日と祝日、平日、それが金、要るわけですね。

○事務局 さようです。

○男性委員 何で土曜日・・・どうなってるかなって。

○事務局 はい。

○男性委員 我々の感覚が、子供らの感覚してるの、土曜日、基本的には休みや、日曜日も休みや、祝日も休みや、平日はちょっと別ですけど。

○事務局 はい。

平日のほうが使いにくいのに、金取られると。

○事務局 はい。

○男性委員 いう辺りのところで、ちょっとここ、どうなってるのかなっていうのは、これは質問です。

○事務局 はい。

○辰巳委員長 事務局。

○事務局　土曜日がそういう団体、もともとでいえば、学校引率とか、園児引率という形で御利用というのを大前提にして考えられたと思いますが、学校がお休みの中で、学校外の施設で、園児さんでもそうですし、学生様もそうですし、体育にいそしんでいただく、その機会をつくっていきましょう。大きく門戸を開くために、広陵町といたしましては、土曜日を無料にして健康増進につなげていただこうという部分で、土曜日、土日祝とさせていただいたら一番よろしいんでしょうが、一応、翌日が休みである土曜日で、こちらのほうが無料にさせていただいて、皆さんの健康増進につなげていただこうと。増田委員のほうからありましたように、なぜ、平日が、そしたら、その練習とかするのにという部分がございます。

ただ、今、現実的に、御利用者の中で御説明をさせていただきますと、学校関係者が等々、団体様だけが平日御利用いただくというのは、かなりタイトでございまして、一般の団体でございまして、中学生以下のお子様と、健康増進のために競技に励んでいただくという形で、半額の補助をさせていただき、こういう形で、今、両輪で考えさせていただいて、運営をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○辰巳委員長　ありがとうございます。

増田委員。

○増田委員　もう一つよう分かりませんねんけどね。

○男性委員　多分、あれじゃないかなと思うんですけど。今まで20年、もっと前か、土曜日っていったらまだ学校があつたりしてるときは、午前中まで授業してましたから、午後からしか使えなかって、それが週5日制になるときに、土曜日は地域で子供たちを預かりましょうっていううたい文句があつて、だから、僕もソフトテニスの指導、そのときやりましたけど、その前、日曜日に集めてやってたやつを土曜日に変えたんですよ。そういう趣旨があつて、文科省が言うてるのであれば。それから、いけば、そのときに、地域でやるときに活動の場があればということで、それからい

けば、無料にしたほうがええんちゃうかという声があったんじゃないかと、僕は推察するだけなんですけども、多分、そういう動きの中で、あったのが、もうかれこれ20年以上かな、もうなって、土曜日が学校休みっていうのは定着してあるから、なったものが。このままの段階でずっと、叩き・・・そうなんですけど、ずっとそんなやつがずっと継続してきて、じゃ、これだけ定着したしどうしようかっていう議論がないままで、今回きたんちゃうかなという意見が、ここに反映されてるかなと、多少そういうふうに思っています。

その分については、もうそのままにしとくのか、やっぱり、・・・なったんで、やっぱりもうその部分も手つけていくのかというのは、今日、最終日か分からへんけど、一応、議論しとかなあかん部分もあるのかなっていう、増田先生が言われるような感じで誤解を生むというか、何でっていうふうな感じになったときに、回答する部分が、20年ぐらい前からそうですねんっていう回答は、やっぱりちょっと不親切かなという部分を感じますので、その・・・かなと、僕はちょっと今、思ったんです。

ただ、確かに、中学生とかが利用しようとするれば、夕方になるかな。だから、下校後、部活であったりとか、親と一緒にやりたいということ、僕の経験として知ってる中では、ソフトテニスの子らが、ちょっと、例えば、部活動のお休みとか、それから、試験休みやねんけど、これは・・・ちょっと時間あるのに、大会が目前にあると。じゃちょっと、親御さんに頼んで取っていただいて、夕方1時間でも2時間でもやって、大会に臨みたいという子供の意欲を買って、保護者の方が来られてっていう部分もあることないんじゃないかなと思います。

そんな感じで、やっぱり、その辺のところ、ただこの曜日の部分どうするのかって、・・・分からへん。あんまり、そんなに一般の方が使う以上・・・なることもないって、ほんまにまれなんで・・・やるのが。多分、まれな例が出てくるんちゃうかなと思います。

ちょっと、話、変わりますけど、例えば、未就園児のそういうの、初めから預かつ

て、募集してやってやることと、じゃ、ちょっと、こんな熱いときにエアコンの効いてる格技場で、個人で、公園で行くんやったらここで遊・・・遊ばせたいなとかいう、個人的な部分で利用されるのと、やっぱりちょっとまた趣旨が違ってくる・・・とか、ケース・バイ・ケースが出てくる部分があるので、ある程度のところについては、やっぱり、線引きで、ここはこうですっていう部分でしとかなないと、やっぱり、運用し出してから、このケースはどうやろうとかってなってきたときに、結局、事務局のほうで判断なってくる可能性が高い、窓口でね、出られる方が判断せざるを得ないという部分になるのは、職員の方にはちょっとかわいそうかなっていうか、ちょっとしんどいんちゃうかなと思うので、この辺は、きちっとしとかなあかんかなと思います。

一応、無料なり減免してもらおうようなほうが、利用者が・・・いるのかっていうから、できたらそっちの方向にやっぱり考えていかない・・・。

以上です。

○辰巳委員長 はい、ありがとうございます。

だから、このところは、整理する必要がありますかね。お考えというか、そちらに預ける形でよろしいですか。それとも、ここで決めていくんがいいですか。

○事務局 はい、今、各委員から御意見いただきまして、今、事務局で、最終詰められてる状態ではございませんのですが、今のニュアンスを聞いてみますと、追記をさせていただいて、田中委員のほうからもありましたように、未就園児にするのか、未就学児にするのか、その辺、また事務局のほうで確認をさせていただき、もしくは、最終、御意見をいただいて追記とさせていただいて、今、西井委員のほうからありました、町内に住所を有する中学生以下の者で、これは定着しておる部分でございます、追記にならない部分でございます。できましたら、今、定着しておりますので、もし、土曜日そのまま減免の免になるんですが、免除という形で、それ以外50%減額を引き続きさせていただくような形で、追記で、未就園児という形のほうが収まりはいいのかなとは、勝手ながら、今現在のところ考えております。

以上です。

○辰巳委員長 事務局としては未就園児、未就学にするかは、ちょっとこれから検討する必要あるけれども、減免という形がよろしい・・・ですね。

○事務局 さようでございます。追記として入れるほうがスマートなのか、もともとの体育使用料、アリーナの減免っていうところに特記をさせていただいている部分でございましたので、ただ、この追記という部分は、体育施設利用料に係ることでございます。真美ヶ丘体育館の会議室、和室には、一応、かからない状態の概要版でございますので、アリーナ、イコール体育施設の部分に追記とさせていただいている部分でございます。アリーナを取るということで、真美ヶ丘の会議室や和室も解除するのか。これは、今のところ、体育施設、先ほど言いましたように、格技室と卓球室という中での範囲内で考えをさせていただいております。

未就学におきましては、先ほど、委員長のほうからありましたように、半額云々というよりは、町の考えといたしますか、広陵町の施策ということで、子育て支援ということで、先ほど、教育長のほうからもありましたように、無料という形で、体育施設のほう、追記をさせていただけたらと考えております。

○辰巳委員長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。この辺りが町として、言ってもらったほうがいいですね。こういう形でやりますと。そういう感じですかね。我々の言うところじゃないと思ったりしたんですけども、はい。

すみません。何となくそんな気がしますね。政策として、どう反映していくか、そういうことですね、子育てに関しても。そこのところは、町が・・・してもらったほうがいいわけですので、そこで決めていただいたらいいと思います。

○男性委員 一つだけ、ごめんなさい。

一応、体育施設ですので、スポーツを通じての子育て支援とか、そういう何か、頭にやったほうが、いきなり子育て支援というと、ここにだけ何か・・・が出てくるのかどうか。

○・・・ 例えば、運動スポーツでも、よろしい。

○男性委員 はいはい、はい。

○辰巳委員長 組織化されたスポーツっていう限定はしないけれども、ただ、そこやらないと、何でもええやないかと。

○男性委員 そうそう。

○辰巳委員長 そうめん大会でも、流しそうめんやろうっていうのもありますので。

○男性委員 スポーツか体育か運動かを通じての子育て・・・入れていただくと、・・・にも合致するのかなというので。

○辰巳委員長 格技場の使い方で、見たとき、何かそういう動きを伴うようなことやられてたなと思って、そんなことで・・・ので、運動とかスポーツっていうふうな文言が・・・思います。

ほか、ございませんでしょうか。結構、私のほうから、これ全部見させてもらって、・・・部分、見させてもらって、まあ、こんな感じやろうかなと思いつつ、これでいいのかなとか、あるいは、意見の内容から、こちらの、例えば、こういういきさつが伝わってるのかなと。ちょっと思う部分あるんです。

だから、その理由もあるんですけど、まず、回答、示されるんですかね。公に示されるんですかね。

○事務局 失礼いたします。最後なんですけども、最終的に委員長様のほうから、教育長に答申という形になったときに、同時になんですけども、意見いただきやつに付きましても、皆さんのほうに公表という形でさせていただく予定でございます。

○辰巳委員長 幾つか、話ができるところがあるなと思って、・・・そもそも、例えば、1 ページ目のパブリックコメントのカテゴリー別のやつですけどね。回答を照らし合わせながらやってて、ここはこうだなとか思うのがあるんですね、やっぱり。

例えば、1 ページ目の、1 ページ目ちゃいますか、二つ目の方ですね、カテゴリー3の青の、ブルーの一番上の方ですけども、町の公共施設全てにおいて使用デキル人と

しない人があり、それらを公平にすることは無理があるので、こういうふうなことについて、やっぱり、出てくるということは、もうちょっと説明あってもいいのかなと、私、思ったりしたんですね。

例えば、大半が利用されてるのが定期利用者っていう話から始まってんじゃないですか、これ。そういうところからどうするか。

それから、もう一個が収入がもう全然ないような状態からやってるんですね、この話は。全く収支計算できない段階にあるから、これどうにかしないとあかん、このまま行ったらあかんという問題意識からこれやってるっていうことですよね。何か、大変なことなっちゃったっていうコメントが結構あるんですけど、何かそういうふうな、最初の資料とか示されると、ちょっと、納得されるのかなと思うんです。

それから、今回、イニシャルコストなんかこれ含めてないんですね。イニシャルコストは、町として、体育、運動、スポーツ振興において、みんなが使ってもらえるようにということで、これはこちらでやりますよということで、今回も原価計算から抜いてるわけですよ。

○事務局　はい。

○辰巳委員長　だから、こういうふうなところが、ちょっと細かいこと、私、思うことありまして、そこちょっと伝えられたら、もうちょっと話が変わってくるのかなと。

何かそこが思って。急に、千何ぼやとか、600円とか・・・って言われたら、それは何か言いたくなるような心理働きますね。けども、そういう事情とといいますか、そもそも、だから、ザイ・・・モトモタッテ話なんですよ。今までどおり行ったら、このまま使ったら破綻するってわけですよ、いえ。だから、こうしようかってやってるわけですから、だから、そこで、今までどおりで・・・そこで・・・やっぱり、残念ってやっぱり残念なんですね。だから、もうちょっとそのところが分かるように、しかしっていうふうなことがあれば、もう少しいい形で。

書いてあることで・・・幾つかあったと思うんですけども、実際に運用する中で結構、考えていかなあかんことがある、ありますね。それで、ドナカさんか何か、定期的な何とかって、定期的っていつやっていうけども、事務局として収支は、毎年毎年やっていくわけですからね。どういう状況になっていくかって経過観察だけはしていくことですかね。それはもう、毎年、多分やるんですよ。

○事務局　そうですね。同じような形で、原価計算のほう、させていただきまして、利用減いうのも考えながら検討しながら、適切な時期にまた委員会のほう設置させていただいて、料金の改定が必要なのかっていうのを御判断いただくような形で、今のところ予定しております。

○辰巳委員長　ありがとうございます。っていうのは、やはり、つけ足しの意見が・・・つけ足しの事項なんか・・・ものが、やっぱり、収支取れるのかというふうなことを、みんな言わはるわけです。それをどうしていくかっていうふうなことですよ、実際。今までの収入見てたら、町の、あれ見ましたら、もうないに等しいんですよ。私、見ました、あれ。あれ見たら、うまく行かへんの当たり前やって思いますねん。全然桁が違うんですよ。だから、そういう中でこれ動いていくわけなので、そこを・・・やっぱり分かってもらわないと、何でも・・・言うんちゃうかなと思うんです。やっぱり、これからやらなあかんのが利用者数とか利用率、稼働率っていいですか、それがどうなっていくのかというのが大きいですよ。それであと、使用料金に掛け合わせて収入になってくわけですから、それを、いつがそれが取れていくのかなというの、1年1年毎年やらないと計算できないと思うんですよ、当面は。その中で考えていくことかなと思うんですけど、いかがでしょう。

あと、サービスをどうするかとか、サービスというのは、どこか意見ありましたね、一人一人・・・やっていただいたら一番いいですよ、そういうことを。町民から声が出て・・・そういうのをうまく反映させて、そのサービスによって、利用者が増えるように、そういう仕組みができれば。それもウツ助しながらやっていくことだと思う

んで、結構、微妙な調整はこれからあるのかなと思います。

○男性　　すみません。委員長、ありがとうございます。

まさに、私もそう思います。だけどやはり、コストについては毎年毎年、当然ながら、決算っていう形を出していきますので、そういう意味では、この使用料がどのくらいだから町としてかかっているのか。その辺の、やっぱり、年次推移を見ていかなんことも大事やし、この御意見の中にも、いつになったら見直しするんだという御意見もあったと思いますので、例えば、町のいろんな施策の中で、いろんな計画がございます。大体、今回のも、いわゆる、第5次総合計画っていうのがつくられましたけど、一応、5年の見直しをナゲますので、そういう意味では、5年を一つのスパンぐらいに考えて見直しをかけていく。ただ、毎年毎年、その辺の決算状況も確認しながら、どのような状況になって、・・・ちょっと浮いてきたな、これやったらこのまま行こうとか。やはり、これでは、まだもう少し足らんのっていうふうなことも出てきたりとか、その辺の状況は、ある意味、分かってくるのかなと思いますのでね。そういう意味では、今、辰巳委員長の言われたような形、やっぱり、毎年毎年そこはきちんと確認をしていくべきだというふうに思いますし、見直しは基本的に5年ぐらいがいいのかなとも思っています、はい。

○辰巳委員長　　はい、ありがとうございます。

○男性委員　　はい、すみません。私、先ほど、体育施設（アリーナ）を、消したらどうかという・・・しましたけども、例えば、事務局、言うように、会議室を・・・にはどうするんやということですので、この辺は、例えば、格技場と卓球場とアリーナとぐらいというようなイメージですので、会議室を除くでも結構ですし。そんな感じですよ。下の追加のところに書くのであれば、それでもいいのかなという気もしますし、ちょっとその辺は判断してください。

○事務局　　はい。

○男性委員　　65歳以上の分ですけど、先ほどちょっと発見したんですけど、高齢

者が半数以上所属してる団体はって書くと、個人で使われてる、数人で使われてる方ややっぱり若干入らないのかなと、常識で思う。だから、団体のところ、グループにしたらどうですか。団体いうたらやっぱり、団体って何人かなっていう感じで思いますけど、グループだったら、二、三人呼んでもグループなので。ちょっと考えていただいたらありがたい。

○辰巳委員長　　そうですね。団体の定義ですかね。確かにそれありますね。バドミントン二人で借りたりしますしね。

○男性委員　　二人を団体とは言わないですよ。

○辰巳委員長　　うん。

その辺、柔軟にしてくださいって・・・思いますのでね。

○男性委員　　方向性を・・・いただいて、今日の・・・。

○事務局　　表現のほうについては、またこちらのほうで条例提出するときに、適切な文言で、また上程のほう考えたいと思います。

○辰巳委員長　　一回、こっちの会議のところ、結構、アリーナを御利用に・・・やってたところがあって、こちらのほう・・・それに準じたわけでしょうけれども、何かこちらでやっていただくのがいいのかなと思います。

○男性委員　　すみません。ここで意見を・・・、僕も、この会議出たからの・・・なんですか。7市町によるチュウガク・・・して、どこの市町、高田とか、ところ、自由に交流して使えるようになるっていうふうな動きが、新聞で見て・・・なったら、これはどうするのとか思って、そこのところの、協定してやるのに、香芝の人が広陵来て、何で一緒に連携してるのに2倍なんねんっていう部分でいって、広陵・・・たら、ここ使われたら、うちが取りたいのに自分とこ使われへんのかっていう、曖昧になってきて、だから、そこのところを、やっぱり、ここでも出たけど、ちょっと心配してはる部分があると思うんです。だから、広陵としての料金改定、それに対する広陵町民の優遇みたいな形で、他の市町の人たちとの差別化というか、ちょっとしてる

のと、広域になったときの考え方とちょっと・・・によって、変わってきてるのかなと思うので、この辺はどう考えていったらいいのかっていう部分がね。進行中の中で、それはまた後になるのか、その辺、僕、教えてほしい部分もちょっと、新聞見えて思ったんですけど。

○辰巳委員長　それ・・・出てくるのかなと思って、これもう、こないだの会議で・・・出てきて、それで、私・・・これまでいろいろ言ってたけども、結局、近隣の地域で合わせるということ、今まで、去年の議論の中でよう言うてたんですけども、結局、そんな・・・これでおるけども、何か書いてある、これ、7市町って、どこでしたっけ。

○事務局　高田、香芝、葛城、上牧、王寺、広陵、河合町でございます。先ほど、委員のほうからありました、ちょっと、御説明をさせていただき、こちらの協定が結ばれております。主管課はうちの課ではございません。寂しい限りでございますが、ほかの主管課で決められた・・・でございます。

10月1日から実証実験っていう形で始める予定を勝手ながらさせていただいております。7市町の広域化ということでございます。この協定書、各首長のお名前で7市町で協定書が交わされております。この部分に関しましては、考え方といたしまして、町外とは見なさない。施設を利用する場合、町外料金は2倍と、ここに明記していただいております。その範疇には、この協定市町は入らないという。我が町と同じような利用料、利用形態。ただ、パブリックコメントで御意見もありましたように、ただ、それだけで、ほかの施設も同じ条件で取りにいけるのであればということもございしますが、いかんせん、広陵町の施設のほうはかなり多く提供させていただくという状況になってございますので、申請が全く同じようにできるか。また、7市町の方だけ、広陵町の皆さんよりも後からの御申請をお聞きするようにしたほうがいいのかっていう部分を、今、すり合わせをさせていただいております。それを基に10月1日以降の実証実験という形でお聞きをしてございますので、7市町は、協定を結んだ、

締結した、この7市町に関しましては、町内・・・というような、今、考え方でございます。

以上でございます。

○辰巳委員長 同様の料金設定になってるっていう、そういうふうになってるから、何もお互い損はしないし、そういうことですよ。

○事務局 はい。

○辰巳委員長 それ以外は、2倍。

○事務局 さようでございます。

○辰巳委員長 らしいです。

○男性委員 地域は一つ。

○男性委員 現状は広陵町が大分安い。

○事務局 はい。

○男性委員 だから、言っても。

○男性委員 値上げ前に、もうそうなるわけですね。ということは、ほか、近隣の人が広陵町の施設に申し込みしはる・・・のでは・・・。

○男性委員 だから、近隣に・・・なって、合わせてるっていうことに関して、すごい何かマイナスのイメージ持ってはる人、合わせてもまだ匂い違うって、僕ら思ってるんねんけど。何で合わす必要あんねんって言われるけど。

○男性委員 ただ、使いにくくなるいう可能性はあります。

○男性委員 ありますよね、だから、そこのところは、やっぱり、料金上がるわ、使いにくくなったっていう感じであれば、やっぱりちょっとクレームも多くなってくるのはやっぱりちょっと心苦しいなと思います。

○男性委員 今もちょっと、事務局と話してたんですけども、基本は、10月1日からなんですけど、うちの今、この検討委員会のほうも実質は令和5年度4月1日から、そういう形で、1年間はちょっと配慮しながらということになりますので、そ

の辺りも基本的に10月1日から使用できるとしても、アナウンスはしとかなと思います、あとの6市町に。こういう形で広陵町は料金が変わりますよということは、きちんと周知していかんと、また、急にそんなん言われたらハレーション起こす場合がありますのでね。安いから、そう思ってたのについていうこともなってると思います。だから、検討もして、今、こういう形で、令和5年4月1日には、ちょっと1年間はこういう形でいきます。令和6年からこういう、全ての形でいきますというようなことは、当然ながら、アナウンスしとかなと、駄目なのかなというふうに思います。

○辰巳委員長　だから、そっちのほうの思い大分あるから、微妙にいろいろあるんでしょうね、これから。

○女性委員　今の中でいうと、料金のことはそれで、その優遇措置、予約とかっていうのも10月1日から始める日程でされてるってことですよね。

○男性　そうですね。

○女性委員　町民が先にとって、ほかの市外の人たちは、後からの予約になるっていうようなんやけどもう、実施される方向。

○事務局　失礼いたします。今の御意見なんですけども、広陵町の方も、住民の皆様様のサービス、健康増進、目的のたってる施設等も、ほかの7市町の部分の広陵町外の部分につきましての、やっぱりちょっと差別化っていうのも、広陵町のやっぱり、優先っていうのはないんですけども、区別化を図るのについていうことで、各自治体様それぞれのお考えがあると思います。広陵町の分につきましては、広陵町の住民様でしたら、1か月先まで取ることができますよと。それ以外のほかの町、市につきましては、例えばなんですけど、おおむね2週間以内、最高2週間という部分でしか取れない。広陵町の方は10月1日で、1か月先、取れるけども、ほかの町、市につきましては、例えば、2週間先までしか取れないよっていう部分で、ある程度ちょっとほかの自治体さんもいろいろそういうお考え等もありますので、その辺をちょっとすり合わせさせていただいて、広陵町の多くの施設を提供するんですけども、住民の皆様が

その部分によって大幅な利用ができなくなるような形で今、水面下のところで、ほかの市町と調整してるっていうのが、今の現状でございます。

○辰巳委員長　　ありがとうございました。

これでよろしいでしょうか。

○田中委員　　すごく細かいところなんですけれど、ピンクのラインで表示なってるところの、ピンクになっての3枚目の和室利用のところなんですけれども、中央・真美ヶ丘体育館以外の3施設の和室料金が改定後も無料となっているが、逆に有料とすべき。・・・の回答のところ、少し気になったんですけども、該当の3施設における和室の単独貸出しを想定していない等の理由により、アリーナの使用料金に和室が含まれると解釈した料金設定を想定しております。となってますが、現時点では、大分ちょっと和室は、この3施設の和室が傷んでることもあって、単独で利用される方っていうのが減ってしまっているかと思うんですけども、中にはまだまだ、単独で和室を利用される方もいらっしゃるのかなと思うので、アリーナと一緒にいう、予約の時点でも今現在もアリーナと和室は別で申請になっているので、この回答をしてしまうと、少し違和感があるといいますか、じゃ、アリーナを使うときは付随して和室は使えるっていうことなんですっていう解釈で受け止めてしまうのかなと思ったんですけども。

○事務局　　田中委員、御意見いただいておりますのは、和室の利用ということで、回答欄、中央より下の部分ですよね。

回答といたしまして、真ん中までは、私もこんな言うたらあきませんけども、全て読ませていただいている中で抜けておる部分もございます。事務局のほうも・・・でございます。この後半でございます。当該の3施設における和室の単独貸出しを想定していないための理由、こちらのほうが、今現在、御申請いただくときは、アリーナもしくは和室と、御申請に際しまして、丸印をつけさせていただいております。これにより、確認書をお取りをさせていただく手続をしておるにもかかわらず、単独貸出し

をしていない。実際、和室だけを借りられる団体様もおられます。数は少ないですけども。あと、アリーナをお借りをいただきまして、緊急的に体調の悪い方をそこで介抱される場合や、もしくは、更衣等々、和室の目的に合う合わないというのは別にして、あろうかと思imasるので、この回答のほうは、事務局のほうで今、実情に合った回答に変えさせていただきたいと思imas。

ただ、その上で、真美ヶ丘の体育館の和室、会議室に関しましては、やはり、単独的なお部屋の貸出しという部分が、ほかの体育館よりも確実といimasるか、ござimasるので、できましたら、御審議いただいておりました使用料のほう、200円と150円でしたか。頂きたいなと考えておimas。会議室が1時間で200円、和室のほうが無料でありましたのが、1時間150円という形。これは真美ヶ丘体育館のほう、鍵も全て別々でござimasんで、別の貸出しというビョウト会議室等もござimasるので、そのような形で考えさせていただいたらと考えておimas。

以上です。

○辰巳委員長　　よろしいですか。

はい、ありがとうございます。ほか、よろしいですか。

それでは、議事の内容に二つ目ですけども、広陵町体育施設使用料の見直しについてということで、御説明いただければと思imas。

○事務局　　ありがとうございます。議事2番でござimas。広陵町体育施設使用料の見直しについて（答申）、案とは書いておimasませんが、案とお考えいただければありがたいなと思imas。文書もつけてござimas。答申文書でござimas。委員会の会長名で宛てが広陵町教育委員会、教育長と書かれた資料2でござimas。こちらのほう、1枚物、資料2の1枚物が答申文書になっておimas。

右上に別紙と書いておimas、広陵町体育施設使用料の見直しに関する審議結果（答申）と書いてござimas。実際は案でござimas。案とお考えいただき、御審議をお願いしたいと思imas。

こちらの説明をさせていただきます。発信文書でございます。委員長名で、教育長宛てになってございます。題目といたしましては、広陵町体育施設使用料の見直しについて（答申）として、御発信をさせていただきます。

令和4年7月20日付で、広陵教育スポーツ、広教ス第43号で諮問のありました広陵町体育施設使用料の見直しについて、当委員会にて慎重審議を行った結果、別紙のとおり答申をいたします。という内容でございます。

記といたしまして、諮問事項（1）体育施設使用料の額に関する事。 （2）でございます。体育施設使用料の減額及び免除に関する事。 （3）でございます。体育施設の使用料の適正化に関し必要と認める事。

2番でございます。今現在、案といたしまして、答申といたしまして、体育館使用料につきましては、料金案については適当と判断する。という文章になってございます。

その検討内容が、別紙という形になります。そうしましたら、別紙のほう、めくっていただきます。1ページ目でございます。上のほとんどが、今回、諮問と申しますか、委員会を設置させていただいた経緯でございます。

1番でございます。体育施設の使用料の改正について。

（1）受益者負担の原則についてでございます。今、先ほど、御意見を賜りまして、ただ、この（1）に関しては、このままの文章でもいいのかなと勝手ながら考えております。施設を利用する人と利用しない人との「負担の公平性」を担保するため、利用者に適正な相応分の負担を求める事。こちらに関しては、1番、この状態でよいのかなと考えております。

（2）番でございます。緩和措置。現行の使用料を大幅に上回る事になり、利用者にとって、大きな負担となるので、体育館（アリーナ）について、緩和措置期間（1年間）を設定するとしております。

3番でございます。体育館（アリーナ）の使用料の減免基準の適正化でございます。

こちら、スポーツ振興や社会福祉などのため、負担を軽減する必要がある場合に、は減免措置の基準を設け、本来の公共施設の目的に沿った利用となるよう適正化を図ることでございます。

こちらは、減免対象になる団体等でございます。アリーナをつけてそのまま行くという、このままの原案の考え方もございます。

次、4番でございます。先ほど来から議論いただいております。体育館（アリーナ）の新たな負担軽減策でございます。先ほどの御意見からいたしますと、こちらのアリーナを取るといふ形、体育施設の新たな負担軽減策という形になろうかと思っております。現行の使用料を大幅に上回ることになり、利用者にとって大きな負担となるので、65歳以上の高齢者が半数以上所属しているグループ、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び精神障害者福祉法による手帳の交付を受けている人により構成されている団体は、使用料を2分の1とすること。こちらに先ほど来から、御指摘をいただいております内容でございます。こちらを入れさせていただいて、無償化というふうな形で、こちらに記載をさせていただきたいと考えております。未就学児、もしくは、未就園児、こちらが、両方になれば一番よいと思うんですが、そちらのほうも少し事務局のほうで判断させていただけたらと考えてございます。

2番でございます。改定後の広陵町立体育館使用料料金表は別表のとおりとする。ということになっております。別表のほうは1ページめくっていただきまして、別表1となっております。委員会のほうで御指摘をいただいた内容の使用料金を記載をさせていただいております。広陵中央体育館、アリーナ1面貸し1,200円、半面が600円であります。

1年間は緩和措置という形になります。それは、下段のほうに緩和期間という措置の中で書かせていただいております。

緩和措置と減免措置はジグザグで・・・考えでございます。減免をさせていただく全額免除、もしくは、2分の1になる使用料はマックス、緩和措置終了後の満額の料金に

対して、減額、免除もしくは、半分の減額というような考え方でございます。

戻りまして、3番でございます。体育施設の使用料の改定日でございます。体育施設使用料改定の実施時期につきましては、令和5年4月1日が適当であるという形にさせていただきます。

4番といたしまして、附帯意見といたしまして、1から6につきましては、今後、考慮すべき事項を掲載させていただいているところでございます。

そして、最終ページ、4ページでございますが、参考資料といたしまして、今までの検討委員会の開催日と委員名簿等、記載をさせていただいております。

先ほどの、議案1のほうで内容を一部変更させていただいてる、もしくは、事務局預かりになっておる案件でございますが、それを反映させた内容につきまして、答申文書として、議会等上程できる状態にできればと考えております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。委員長、よろしく申し上げます。

○辰巳委員長 はい。ただいまの事務局からの説明につきまして、何か御質問、御意見等ございますか。

どうぞ。

○男性委員 私のあれかもしれませんけども、この答申の中に、体育館使用料の減免とか免除とかというこの(2)が入ってなくて、(3)が入ってないんですけど、これは何でしたっけ。答申の中に入れなかった理由は。

○事務局 (3)番でございますか。

○男性委員 (2)と。文言では入っとんやけどね。この表が、別表1というところの続きに入ってきててもよさそうな表かなと思ってるんですけど。

○事務局 先ほどの、この減免内容でございますか。

さようでございますね。先ほど、そうですね、改定後の体育館使用料、料金案の概要版のほうでお示しをさせていただいた、先ほど来から御意見賜ってございます。この(2)番のほう、こちらの表、追記をさせていただくという形を取らせていただき

たいと思います。

○辰巳委員長 はい、よろしいですね。ほか、ございませんか。

○男性委員 委員長、すみません。よろしいでしょうか。

○辰巳委員長 はい。

○男性委員 先ほどの65歳以上の、ここに書いてますけど、65歳以上の高齢者が半数以上所属しているグループになったんですけども、「半数以上」、これ消してもいいんじゃないかと思ったんです。65歳以上の高齢者が所属するグループのほうですんなりいくのかなってちょっと感じましたので、どうでしょうか。

○辰巳委員長 全然よろしいかと思えます。このジョウキョウ・・・いただいたら・・・ですね。

○男性委員 もうそれで。

○辰巳委員長 はい。これ確認するのも、半分って。ヨンジユウ・・・たりとか、ヨンジユウ・・・。よろしいかと思えます。

○男性委員 すみません。

○辰巳委員長 いえいえ。ほか、ございますか。この「基準」って、この字でよろしいですか。2ページの上、こっちでよろしいんですね、・・・行政的な・・・。

私ら・・・。

○事務局 基準でいい。

○辰巳委員長 いい。先ほどの議論いただいたものはここに集約されてるんですが、この議論は多分ショウジナインダウナと思うんですけども。先生方よろしいですか。

●異議なし

○辰巳委員長 異議なしですね。はい、ありがとうございます。

それでは、その他に移りたいと思います。委員の皆さん、事務局から何かございますでしょうか。

事務局のほうから。

○事務局　　すみません。失礼いたします。

皆さん、慎重審議いただきまして、御指摘いただいた部分、変更点につきましては、こちらのほうで、直ちに修正のほうさせていただきまして、答申のほうさせていただきたいなというふうに思います。

資料が出来次第なんですけども、委員長様、副委員長様と、広陵町の教育長、日程のほう調整させていただきまして、教育長室のほうで、答申という形で行わせていただきたいと思います。

皆様のほうにつきましては、後日、改めて、こちらのほうから日程調整のほうさせていただきまして、御連絡のほうさせていただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

あと、令和4年度につきましては、今回も第2回目の検討委員会の開催ということで、これをもちまして、閉会という形にさせていただけたらなというふうに考えております。

それに伴いまして、事務連絡になるんですけれども、委員の皆様の報酬につきましてなんですけども、手続のほう、させていただきまして、9月中旬頃に御指定いただく口座のほうにお振り込みさせていただきますので、また、御確認のほう、お願いしたいと思います。

あと、委員長様、副委員長、教育長のほうへ答申という形になりまして、皆様にはまた後日にはなるんですけども、答申内容、議会上程結果等につきましては、郵送を通じて皆様のほうに御報告のほうをさせていただけたらなというふうに考えております。

昨年度からなんですけども、7回にわたり、検討委員会を開催してまいりましたが、御多忙の中、御指摘のほういただきまして、ありがとうございました。

最後に教育長より皆様に御挨拶のほうを申し上げます。よろしく願いします。

○植村教育長　　改めまして、委員の皆様、本当にありがとうございます。特に、辰

辰巳委員長様、辻副委員長様はじめ、本当に委員の皆様には、慎重審議を重ねていただきまして、特に令和3年度の途中いうか後半いうか、10月ぐらいから、検討委員会をしていただきました。一定の形ということで、5回終わりました、終わったわけなんですけども、条例の改正等がございまして、あと中西さん、それから、吉岡さんも公募委員という形で入っていただいて、この2回の委員会を無事終えることができました。本当にありがとうございました。

この、いわゆる、答申を最終的には私、受ける、辰巳委員長のほう、それから、副委員長の辻さんのほうからも受けることはなるんですけども、これを受けまして、あとは、9月の議会のほうに上程をさせていただきます。議会のほうの承認がございましたら、予定どおり、来年の令和5年の4月1日から施行というふうに、形になります。本当にいろんなことを委員の皆様から御意見をいただいて、本当にいいというか、私らの感想なんですけど、本当にいい検討委員会であったなというふうに思っております。いろんなやっぱり、意見を闘わせた中での一つの結果というふうになりました。本当に委員の皆様、いろんなこととお話をいただいて、すごく私はありがたかったなと思っております。この委員会で、一つ区切りという形になるんですけども、ひょっとしたらまた、何らかの形で委員の皆様、集まっていただくこともあるかもしれません、その場合。そのときは、またよろしくお願ひしたいと思ひます。本当に、昨年度からの委員の皆様、それから、新たに入っていた二人の委員さんも含めて本当にありがとうございました。感謝の申し上げたいと思ひます。ありがとうございました。

○辰巳委員長　　ありがとうございました。私のほうからも、いろいろと勉強になりました。いろいろいい意見いただきまして、大分・・・思いつつですけれども、広陵町、今後よくなることを祈りまして、これにて終わりたいと思ひます。

各委員におかれましては、長時間どうもありがとうございました。

○委員　　ありがとうございました。

○事務局 ありがとうございました。

閉会